



平成 26 年 5 月 13 日

各 位

会 社 名 カルビー株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長兼COO 伊藤 秀二
(コード番号：2229 東証第一部)
問 合 せ 先 上級執行役員財務経理本部長 菊地 耕一
(TEL：03-5220-6233)

業績連動型株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 5 月 13 日開催の取締役会において、新しい業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を平成 26 年 6 月 25 日開催予定の第 65 期定時株主総会（以下「本株主総会」という。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

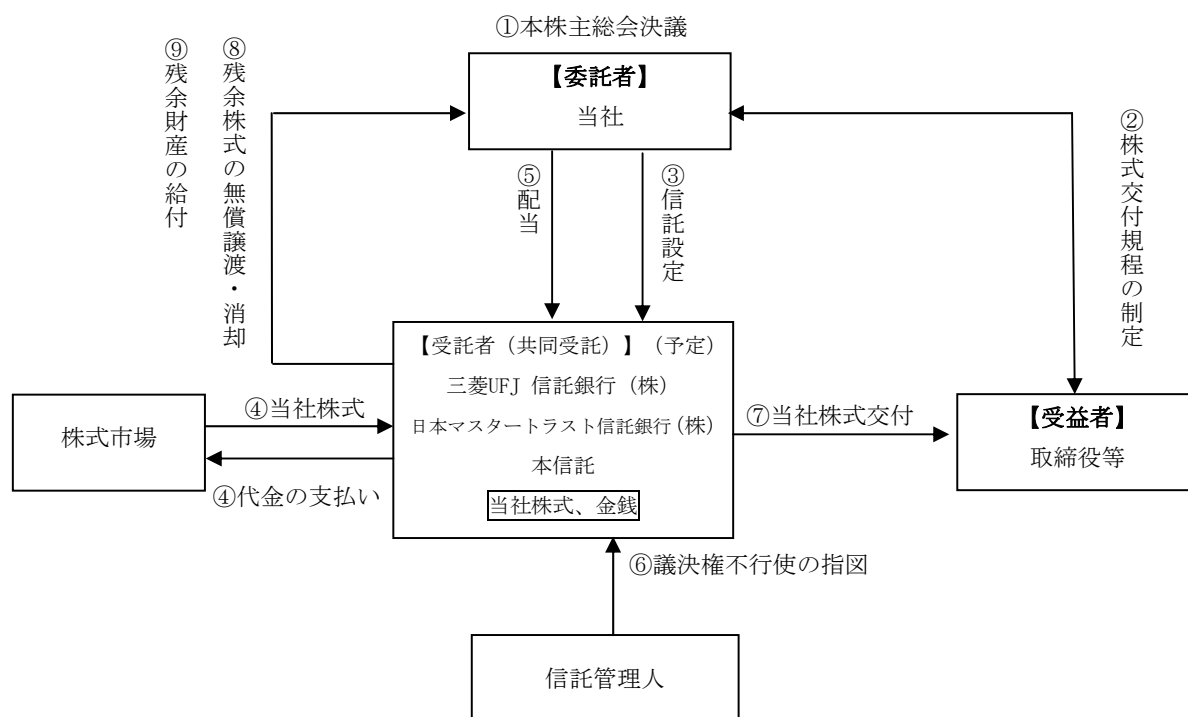
記

1. 本制度の導入

- (1) 当社は、取締役（社外取締役および非常勤取締役を除く。）ならびに当社と委任契約を締結している上級執行役員および執行役員（以下「取締役等」という。）を対象に、これまで以上に当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、会社業績との連動性が高く、かつ透明性・客観性の高い役員報酬制度として、業績連動型の株式報酬制度を導入いたします（注 1）。
- (2) 本制度の導入は、本株主総会において承認を得ることを条件とします。
- (3) 業績連動型の株式報酬制度としては、役員報酬 B I P（Board Incentive Plan）信託（以下「B I P 信託」という。）と称される仕組みを採用します。B I P 信託とは、米国のパフォーマンス・シェア（Performance Share）制度および譲渡制限付株式報酬（Restricted Stock）制度を参考にした役員インセンティブ・プランであり、業績目標の達成度に応じて取締役等に当社株式が交付される株式報酬型の役員報酬です。毎年の業績目標の達成度及び個人貢献度に応じた株式が取締役等の退任時に交付される中長期インセンティブ・プランであり、当社の取締役等が中長期的な視点で株主の皆様との利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づける内容となっております（注 2）。
- (4) 取締役等が現に株式の交付を受ける時期は、原則として、取締役等の退任時となります。

- (注1) 取締役の報酬は、「基本報酬」、「役員賞与」、「業績連動型株式報酬」、「役員退職慰労金」および「ストック・オプション」により構成されることとなります。なお、ストック・オプションにつきましては、平成22年以降、発行を行っておりません。
- (注2) B I P信託®は三菱UFJ信託銀行株式会社の登録商標です。

2. 本制度の概要



- ① 当社は本制度の導入に伴う本株主総会決議を得ます。
- ② 当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る株式交付規程を制定します。
- ③ 当社は①の株主総会決議で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、受益者要件を満たす取締役等を受益者とする信託（本信託）を設定します。
- ④ 本信託は、信託管理人の指図に従い、③で信託された金銭を原資として当社株式を株式市場から取得します。本信託が取得する株式数は、①の株主総会決議で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤ 本信託内の当社株式に対する剰余金の分配は、他の株式と同様に行われます。
- ⑥ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑦ 信託期間中、毎事業年度における業績達成度及び個人貢献度に応じて、取締役等に一定のポイント数が付与されます。当該ポイント数に応じた株数の当社株式が、一定の受益者要件を満たす取締役等に対して、取締役等の退任時に交付されます。
- ⑧ 信託期間中の業績目標の未達等により、信託終了時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。

⑨本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、当社に帰属する予定です。

(1) 本制度の概要

本制度は、平成 27 年 3 月末日で終了する事業年度から平成 29 年 3 月末日で終了する事業年度までの 3 年間（以下「対象期間」という。）を対象として、各事業年度の業績目標の達成度及び個人貢献度に応じて当社株式を役員報酬として交付する制度です。

(2) 制度導入に係る本株主総会決議

本株主総会において、本信託に拠出する金額および本信託が取得する株式数の上限その他必要な事項を決議します。

(3) 本制度の対象者（受益者要件）

取締役等は、退任後に、受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を経て、退任時に定められる累積ポイント数（下記(5)に定める。）に応じた数の当社株式について、本信託から交付を受けることができます。

受益者要件は以下のとおりとなります。

- ① 対象期間中に当社と委任契約を締結している取締役等であること（対象期間中に新たに取締役等となった者を含む。ただし、社外取締役および非常勤取締役を除く。）
- ② 取締役等を退任していること（※）
- ③ 懲戒解雇等により退任した者や在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ④ 下記(5)に定める算定式によって累積ポイント数が決定されていること
- ⑤ その他業績連動型報酬制度としての趣旨を達成するために必要と認められる要件

※ただし、下記(4)第 1 段落の信託期間の延長が行われ、延長期間の満了時においても本制度の対象者が取締役等として在任している場合には、その時点で本信託は終了し、当該対象者に対して取締役等の在任中に当社株式が交付されることとなります。

(4) 信託期間

平成 26 年 8 月 6 日（予定）から平成 29 年 8 月末日（予定）までの約 3 年間とします。ただし、当該期間の満了時に、受益者要件を満たす可能性のある取締役等が在任している場合には、それ以降、取締役等に対するポイント数（下記(5)に定める。）の付与は行われませんが、当該取締役等が退任し、当該取締役等に対する当社株式の交付が完了するまで、最長で 10 年間、本信託の信託期間を延長させることがあります。

なお、3 年後の定時株主総会において、本信託の継続に関する議案が付議され承認された場合には、当該株主総会決議で承認を得た範囲内で対象期間および信託期間が延長され、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続することがあります。

(5) 取締役等に交付される株式数

取締役等に対して交付される株式数は、以下に定めるポイント数に従って定まります。

取締役等には、信託期間中の毎年、個人別に一定のポイント数が付与され、取締役等の退任時に、ポイント数の累積値（以下「累積ポイント数」という。）に応じた株式が交付されます。1 ポイントは当社株式 1 株とします。

信託期間中の毎年 5 月末日に、同年 3 月末日で終了する事業年度（以下「評価対象事業年度」

という。)における連結売上高、連結経常利益および連結当期純利益の目標値(以下「業績目標値」という。)を達成した場合、取締役等に対する評価対象事業年度分のポイント数の付与が決定します。ポイント数の付与については、信託期間内において、毎年その可否が判断され、業績目標値が未達だった場合、ポイント数の付与は行われません。

※各評価対象事業年度の業績目標値は、当該評価対象事業年度の期初に定める業績目標値とします。当社の毎事業年度期初の業績目標値は、決算短信において開示しております。

※信託期間中に株式分割・株式併合等の累積ポイント数の調整を行うことが公正であると認められる事象が生じた場合、分割比率・併合比率等に応じた調整がなされます。

各取締役等に付与されるポイント数の年間合計(以下「年間合計ポイント数」という。)は、評価対象事業年度の期初に定める連結当期純利益の目標値の1%の金額を基準として、以下に記載する算定式により決定されます。ただし、各取締役等に付与される1年当たりの年間合計ポイント数の総数の上限を80,000ポイントとします。(また、年間合計ポイント数の累積値は、下記(6)の取得株式の合計上限株数の範囲内とし、ある評価対象事業年度について年間合計ポイント数が定められたことにより当該範囲を超過する場合には、当該評価対象事業年度の年間合計ポイント数は当該超過分を減じた値となります。)なお、各取締役等に付与されるポイント数は、会社業績に対する個人貢献度によって年間合計ポイントを上限として決定されます。

年間合計ポイント数の算定式は、以下のとおりです。

(年間合計ポイント数の算定式)

連結当期純利益の目標値×1%÷平均取得株価

※ 1ポイント=1株

※ 100ポイント未満の端数は切り捨てます。

※ 平均取得株価=本信託による当社株式の取得価格の総額÷取得株数

(6) 本信託に拠出される信託金合計額および本信託における取得株式の合計株数

信託期間内に本信託に拠出される信託金の合計額および本信託における取得株式の合計株数は、本株主総会決議において承認されることを条件として、以下の上限に服するものとします。

本信託に拠出する信託金の合計上限額 5億円(※)

※信託期間内の本信託による株式取得資金および信託報酬・信託費用の合算金額となります。

本信託における取得株式の合計上限株数 190,000株

本信託に拠出する信託金の合計上限額は、現在の当社の取締役等の基本報酬および賞与等を考慮し、信託報酬・信託費用を加算して算出しています。

取得株式の合計上限株数は、上記の信託金の合計上限額を踏まえて、現時点での株価等を参考に設定されています。

(7) 本信託による当社株式の取得方法

本信託による当初の当社株式の取得は、上記(6)の取得株式数および株式取得資金の範囲内で、株式市場からの取得を予定しています。

なお、信託期間中、本信託内の株式数が信託期間中に各取締役等について定められる累積ポイント数に対応した株式数に不足する可能性が生じた場合や信託財産中の金銭が信託報酬・信託費用の支払いに不足する可能性が生じた場合には、上記(6)の信託金の上限の範囲内で、本信託に追加で金銭を信託することがあります。

(8) 当社の取締役等に対する株式交付時期

当社の取締役等が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に定められる累積ポイント数に応じた数の当社株式について、退任後に本信託から交付を受けることができます。

(9) 本信託内の当社株式に関する議決権行使

本信託内にある当社株式（すなわち上記(5)により当社の取締役等に交付される前の当社株式）については、経営への中立性を確保するため、信託期間中、議決権を行使しないものとします。

(10) 本信託内の当社株式の剰余金配当の取扱い

本信託内の当社株式についての剰余金配当は、本信託が受領し、本信託の信託報酬・信託費用に充てられます。信託報酬・信託費用に充てられた後、最終的に信託が終了する段階で剰余が生じた場合には、取締役等に対して給付されることとなります。

(11) 信託期間終了時の取扱い

評価対象事業年度における業績目標の未達等により、信託期間満了時に剰余株式（信託期間満了時に退任していない受益者要件を満たす可能性がある取締役等に対して、その退任時に交付することが予定される株式を除く。）が生じた場合は、株主還元策として、信託期間終了時または上記(4)第1段落の信託期間の延長時には延長期間の終了時に、本信託から当社に当該剰余株式の無償譲渡を行い、取締役会決議により消却することを予定しています。

(ご参考)

【信託契約の内容】

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	当社の取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社（予定） （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	取締役等を退任した者のうち受益者要件を満たす者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	平成26年8月6日（予定）
⑧信託の期間	平成26年8月6日（予定）～平成29年8月末日（予定）
⑨制度開始日	平成26年9月1日（予定） （平成27年5月末日からポイント数の付与を開始）
⑩議決権行使	行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫取得株式の上限額	5億円（予定）（信託報酬・信託費用を含む。）

- | | |
|----------|--|
| ⑬株式の取得時期 | 平成 26 年 8 月 7 日（予定）～平成 26 年 8 月 29 日（予定） |
| ⑭株式の取得方法 | 取引所市場より取得 |
| ⑮帰属権利者 | 当社 |
| ⑯残余財産 | 帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。 |

【信託・株式関連事務の内容】

- | | |
|---------|---|
| ①信託関連事務 | 三菱UFJ信託銀行株式会社がBIP信託の受託者となり信託関連事務を行う予定です。 |
| ②株式関連事務 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が業務委託契約書に基づき受益者への当社株式の交付事務を行う予定です。 |

以 上